

# 違反対象物公表制度

2019年4月1日運用開始

## 公表制度とは



平成24年4月広島県福知山市で発生したホテル火災や平成25年2月に長崎市で発生した認知症高齢者グループホーム火災など多くの被害をもたらしたものは、重大な消防法令違反がありました。

建物を利用する方が、安心して利用していただくために重大な消防法令違反のある建物を中津川市消防本部のホームページに公表する制度です。

## 公表の対象となる建物

- ・ 飲食店
- ・ 物品販売店
- ・ 病院
- ・ 社会福祉施設 等



火災発生時の人命危険を考慮して不特定多数のものが出入りする建物です。

## 公表の対象となる違反

消防法令により設置が義務付けられている【自動火災報知設備】【屋内消火栓設備】【スプリンクラー設備】の消防用設備が設置されていない**重大な消防法令違反の建物**です。



自動火災報知設備



屋内消火栓設備



スプリンクラー設備

## 公表する内容

①建物名称 ②建物の所在地 ③違反の内容

## 公表時期

消防が立入検査で違反を確認し、建物関係者に違反を通知した日から14日を経過してもなお違反が認められる場合に公表します。公表は違反が是正されるまでの間継続します。

## 公表方法

中津川市消防本部ホームページにて掲載します。



## 事例

### 広島県福知山市ホテル火災

発生場所：福知山市内ホテル

焼損程度：全焼

死傷者：死者7名、負傷者3名

多数の死傷者が発生した要因

- ・耐火構造ではなく、防火区画未設定
- ・初期消火が行われていない
- ・通報及び避難誘導が行われていない
- ・自動火災報知設備が適切に設置されておらず避難が遅れた



#### 【問い合わせ】

- ・消防本部予防課 TEL0573-66-1619
- ・西消防署 TEL0573-68-5119
- ・北消防署 TEL0573-76-0119